

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年 8 月27日
【届出者の氏名又は名称】	TK株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階
【電話番号】	03-6268-6000
【事務連絡者氏名】	代表取締役 パーク・マレック
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	TK株式会社 (東京都千代田区丸の内二丁目 1 番 1 号明治安田生命ビル11階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、TK株式会社をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、株式会社トプコンをいいます。
- (注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利並びに株券等預託証券を指します。
- (注 8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注 9) 本書記載の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式、新株予約権及び株券等預託証券を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)(その後の改正を含みます。以下同じとします。)第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書又は本書の参照書類の記載には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933)(その後の改正を含みます。)第27A条及び米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者(affiliate)は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書及び本書の参照書類の中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。
- (注12) 公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人(これらの関係会社を含みます。)は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「本公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の公開開示方法)においても開示が行われます。
- (注13) 会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)に従って株主による单元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年7月29日付けで提出いたしました公開買付届出書(2025年8月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年8月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書より訂正された事項を含みます。以下同じです。)及びその添付書類である公開買付開始公告(2025年8月5日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年8月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書より訂正された事項を含みます。以下同じです。)につきまして、公開買付者が、2025年8月7日(現地時間)付けで、ウクライナ反独占委員会から公開買付者による対象者の普通株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)を承認する文書が発出され、2025年8月22日(現地時間)に当該通知を受領したこと、2025年8月25日(現地時間)付けで、欧州委員会から本株式取得を承認する文書が発出され、2025年8月26日(現地時間)付けで当該通知を受領したことに伴い、2025年7月29日付けで提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正及び追加すべき事項(法令に基づき、公開買付期間を、本書提出日である2025年8月27日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年9月10日まで延長する旨の訂正を含みます。)、並びにその添付書類である公開買付開始公告の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、これらの通知を添付書類に追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

株式併合

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

欧州連合競争法

ウクライナ独占禁止法

(3) 許可等の日付及び番号

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

11 その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

その後、公開買付者は、2025年7月24日、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、EU、ベトナム、アルバニア及びウクライナにおける競争法並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続(以下、総称して「未取得クリアランス」といいます。)を除き、2025年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを充足することが確実であること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞれ本クリアランスの取得が完了する見込みであり、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第27条の8第8項に基づく本公開買付期間の延長が必要とならない期限である2025年8月26日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得について、対象者と合意の上で放棄し、本公開買付けを2025年7月29日より開始したい旨、対象者に連絡いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月25日(現地時間)付けでアルバニアの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月30日(現地時間)付けでベトナムの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月29日(現地時間)付けでイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。また、公開買付者は、2025年8月7日(現地時間)付けでアメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025年8月18日付けで日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。なお、未取得クリアランス(アルバニア、及びベトナムの競争法に係る本クリアランス手続並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続を除きます。)の取得が完了した場合には、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を提出いたします。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

その後、公開買付者は、2025年7月24日、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、EU、ベトナム、アルバニア及びウクライナにおける競争法並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続(以下、総称して「未取得クリアランス」といいます。)を除き、2025年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを充足することが確実であること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞれ本クリアランスの取得が完了する見込みであり、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第27条の8第8項に基づく本公開買付期間の延長が必要とならない期限である2025年8月26日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得について、対象者と合意の上で放棄し、本公開買付けを2025年7月29日より開始したい旨、対象者に連絡いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月25日(現地時間)付けでアルバニアの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月30日(現地時間)付けでベトナムの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月29日(現地時間)付けでイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。また、公開買付者は、2025年8月7日(現地時間)付けでアメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025年8月18日付けで日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。さらに、2025年8月7日(現地時間)付けでウクライナの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年8月25日(現地時間)付けでEUの競争法に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。

< 後略 >

- (3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、法で定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付期間を30営業日とし、本公開買付期間を法定最短期間より長期に設定しております。また、本公開買付けの開始予定の公表日である2025年3月28日から本公開買付けの開始までに4ヶ月程度を要しているため、対象者の株主の皆様、本新株予約権者の皆様及び本米国預託証券保有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株券等について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

公開買付者は、法で定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付期間を31営業日とし、本公開買付期間を法定最短期間より長期に設定しております。また、本公開買付けの開始予定の公表日である2025年3月28日から本公開買付けの開始までに4ヶ月程度を要しているため、対象者の株主の皆様、本新株予約権者の皆様及び本米国預託証券保有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株券等について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

株式併合

(訂正前)

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合、又は公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合であって、公開買付者が本株式等売渡請求を行わない場合には、公開買付者は、()会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び()本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、2025年11月上旬頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

< 後略 >

(訂正後)

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合、又は公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合であって、公開買付者が本株式等売渡請求を行わない場合には、公開買付者は、()会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び()本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、対象者に対して、本公開買付けの決済の開始後、実務上可能な限り早期の期日として、2025年9月30日を本臨時株主総会の基準日として設定することを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、2025年11月上旬頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

< 後略 >

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年7月29日(火曜日)から2025年9月9日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年7月29日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年7月29日(火曜日)から2025年9月10日(水曜日)まで(31営業日)
公告日	2025年7月29日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

欧州連合競争法

(訂正前)

公開買付者は、欧州連合の2004年1月20日付け理事会規則2004年第139号に基づき、欧州委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。欧州委員会が本株式取得を承認した場合又は正式決定を行うことなく法定審査期間(原則として届出日から25営業日(欧州における営業日)ですが、短縮又は延長される場合もあります。)を満了した場合に、公開買付者は本株式取得の実行により取得した株式の議決権を行使することができます。

本株式取得についての事前届出は、2025年7月31日(現地時間)付けで欧州委員会に提出され、同日(現地時間)付けで受理されております。欧州委員会の審査状況を踏まえ、現地法律事務所とも確認し、2025年8月中旬から下旬頃に(遅くとも本公開買付期間(延長した場合を含みます。))満了の日の前日までに)本株式取得に係る承認を取得できる予定です。

公開買付者は、本公開買付期間(延長した場合を含みます。))満了の日の前日までに欧州委員会からの承認を取得できない場合、下記「11. その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、欧州連合の2004年1月20日付け理事会規則2004年第139号に基づき、欧州委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。欧州委員会が本株式取得を承認した場合又は正式決定を行うことなく法定審査期間(原則として届出日から25営業日(欧州における営業日)ですが、短縮又は延長される場合もあります。)を満了した場合に、公開買付者は本株式取得の実行により取得した株式の議決権を行使することができます。

本株式取得についての事前届出は、2025年7月31日(現地時間)付けで欧州委員会に提出され、2025年8月25日(現地時間)付けで、欧州委員会から本株式取得を承認する文書が発出され、公開買付者は、2025年8月26日(現地時間)付けで当該通知を受領し、同日付けで本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

ウクライナ独占禁止法

(訂正前)

公開買付者は、ウクライナの独占の制限及び不当な競争の禁止に関する法律に基づき、ウクライナ反独占委員会に対し、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出が受理された日から一定の審査期間(原則30日)内にウクライナ反独占委員会が本株式取得を承認した場合、公開買付者は本株式取得を実行することができます。

本株式取得についての事前届出は、2025年5月14日(現地時間)付けでウクライナ反独占委員会に提出され、2025年7月10日(現地時間)付けで受理されております。ウクライナ反独占委員会の審査状況を踏まえ、現地法律事務所とも確認し、2025年8月初旬頃に(遅くとも本公開買付期間(延長した場合を含みます。))満了の日の前日までに)本株式取得に係る承認を取得できる予定です。

公開買付者は、本公開買付期間(延長した場合を含みます。))満了の日の前日までにウクライナ反独占委員会からの承認を取得できない場合、下記「11. その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、ウクライナの独占の制限及び不当な競争の禁止に関する法律に基づき、ウクライナ反独占委員会に対し、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出が受理された日から一定の審査期間(原則30日)内にウクライナ反独占委員会が本株式取得を承認した場合、公開買付者は本株式取得を実行することができます。

本株式取得についての事前届出は、2025年5月14日(現地時間)付けでウクライナ反独占委員会に提出され、2025年7月10日(現地時間)付けで受理されております。その後、2025年8月7日(現地時間)付けで、ウクライナ反独占委員会から本株式取得を承認することを決定する文書が発出され、公開買付者は、2025年8月22日(現地時間)に当該通知を受領し、同日付けで本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

	国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
	日本	公正取引委員会	2025年6月9日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる) 2025年6月9日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第700号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号) 公経企第701号(禁止期間の短縮の通知書の番号)
	アメリカ合衆国	アメリカ合衆国連邦取引委員会	2025年6月27日	20251305
	EU	＝	＝	＝
	ベトナム	ベトナム国家競争委員会	2025年7月30日	620/TB-CT
	モロッコ	モロッコ競争評議会	2025年6月24日	2025/Q/100
	台湾	台湾公平交易委員会	2025年7月7日	公製字第1141360207号
	トルコ	トルコ競争庁	2025年6月26日	E-11115807-120.01.06-117700
	アルバニア	アルバニア競争庁	2025年7月25日	No. 438/11
	ドイツ	ドイツ連邦カルテル庁	2025年7月15日	B5-9/25
	ウクライナ	＝	＝	＝
	ブラジル	経済擁護行政委員会	2025年6月6日	08700.005213/2025-17
	オーストラリア	オーストラリア競争・消費者委員会	2025年6月3日	—
	オーストリア	オーストリア連邦競争局	2025年7月16日	BWB/Z-6972
	日本	財務大臣及び事業所管大臣	2025年8月18日	JD744
	アメリカ合衆国	CFIUS	2025年8月7日	25-109
	オーストラリア	オーストラリア外国投資審査委員会	2025年7月22日	FI2025/00553
	オーストリア	オーストリア経済・エネルギー・観光大臣	2025年6月26日	2025-0.437.456
	ベルギー	連邦間審査委員会	2025年6月20日	296/2025
	フランス	フランス経済・財務・産業・デジタル主権省	2025年7月1日	DN 2417
	ドイツ	ドイツ連邦経済気候対応省	2025年6月13日	53303/009#307
	イタリア	イタリア閣僚評議会議長	2025年7月29日	DICAGP-0005678-P-29/07/2025-4.8.3.7 Proceedings No. 307/2025
	スペイン	スペイン経済・貿易・企業省	2025年7月29日	GEN-61f2-2c3b-a769-92cd-8636-b309-919f-3d60—
	カナダ	カナダイノベーション・科学・経済開発省	2025年6月27日	250-T2538/1
	イギリス	国務大臣(The Secretary of State)	2025年6月27日	65aa-1bd8

(訂正後)

	国又は地域名	許可等をした機関の名称	許可等の日付 (現地時間)	許可等の番号
	日本	公正取引委員会	2025年6月9日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる) 2025年6月9日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)	公経企第700号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号) 公経企第701号(禁止期間の短縮の通知書の番号)
	アメリカ合衆国	アメリカ合衆国連邦取引委員会	2025年6月27日	20251305
	EU	欧州委員会	2025年8月25日	C(2025)5905
	ベトナム	ベトナム国家競争委員会	2025年7月30日	620/TB-CT
	モロッコ	モロッコ競争評議会	2025年6月24日	2025/Q/100
	台湾	台湾公平交易委員会	2025年7月7日	公製字第1141360207号
	トルコ	トルコ競争庁	2025年6月26日	E-11115807-120.01.06-117700
	アルバニア	アルバニア競争庁	2025年7月25日	No. 438/11
	ドイツ	ドイツ連邦カルテル庁	2025年7月15日	B5-9/25
	ウクライナ	ウクライナ反独占委員会	2025年8月7日	375-p
	ブラジル	経済擁護行政委員会	2025年6月6日	08700.005213/2025-17
	オーストラリア	オーストラリア競争・消費者委員会	2025年6月3日	—
	オーストリア	オーストリア連邦競争局	2025年7月16日	BWB/Z-6972
	日本	財務大臣及び事業所管大臣	2025年8月18日	JD744
	アメリカ合衆国	CFIUS	2025年8月7日	25-109
	オーストラリア	オーストラリア外国投資審査委員会	2025年7月22日	FI2025/00553
	オーストリア	オーストリア経済・エネルギー・観光大臣	2025年6月26日	2025-0.437.456
	ベルギー	連邦間審査委員会	2025年6月20日	296/2025
	フランス	フランス経済・財務・産業・デジタル主権省	2025年7月1日	DN 2417
	ドイツ	ドイツ連邦経済気候対応省	2025年6月13日	53303/009#307
	イタリア	イタリア閣僚評議会議長	2025年7月29日	DICAGP-0005678-P-29/07/2025-4.8.3.7 Proceedings No. 307/2025
	スペイン	スペイン経済・貿易・企業省	2025年7月29日	GEN-61f2-2c3b-a769-92cd-8636-b309-919f-3d60—
	カナダ	カナダイノベーション・科学・経済開発省	2025年6月27日	250-T2538/1
	イギリス	国務大臣(The Secretary of State)	2025年6月27日	65aa-1bd8

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	348,189,639,600
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	747,000,000
その他(c)	<u>27,000,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	<u>348,963,639,600</u>

< 後略 >

(訂正後)

買付代金(円)(a)	348,189,639,600
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	747,000,000
その他(c)	<u>29,000,000</u>
合計(a) + (b) + (c)	<u>348,965,639,600</u>

< 後略 >

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年9月17日(水曜日)

(訂正後)

2025年9月18日(木曜日)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実^に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「6.株券等の取得に関する許可等」の「(2)根拠法令」に記載のとおり、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、EU若しくはウクライナにおける競争法に係る許可等の審査期間(待機期間)が満了せず、本株式取得が承認されない場合、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実^に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年8月27日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年7月29日付け「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 2025年7月29日付公開買付開始公告

1. 公開買付けの目的

(訂正前)

< 前略 >

その後、公開買付者は、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、2025年7月24日、EU、ベトナム、アルバニア及びウクライナにおける競争法並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続(以下、総称して「未取得クリアランス」といいます。)を除き、2025年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを充足することが確実にあること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞれ本クリアランスの取得が完了する見込みであり、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第27条の8第8項に基づく本公開買付けに係る買付期間(以下「本公開買付期間」といいます。)の延長が必要とならない期限である2025年8月26日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得について、対象者と合意の上で放棄し、本公開買付けを2025年7月29日より開始したい旨、対象者に連絡いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月25日(現地時間)付けでアルバニアの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月29日(現地時間)付けでイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025年7月30日(現地時間)付けでベトナムの競争法に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。また、公開買付者は、2025年8月7日(現地時間)付けでアメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025年8月18日付けで日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。なお、未取得クリアランス(アルバニア、及びベトナムの競争法に係る本クリアランス手続並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続を除きます。)の取得が完了した場合には、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書を提出いたします。

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

その後、公開買付者は、現地法律事務所との更なる協議を踏まえエジプト及びアラブ首長国連邦の競争法に係るクリアランス手続が必要とならないことを確認し、また、2025年7月24日、EU、ベトナム、アルバニア及びウクライナにおける競争法並びに日本、アメリカ合衆国、イタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続(以下、総称して「未取得クリアランス」といいます。)を除き、2025年7月29日までに本クリアランスの取得が完了し、同日までに本クリアランスの取得を除く本前提条件の全てを充足することが事実であること、また、各国における審査状況を踏まえ現地法律事務所と確認し、EUの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月中旬から下旬頃、ベトナムの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、アルバニアの競争法に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、ウクライナの競争法に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、アメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、イタリアの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年7月末から8月初旬頃、スペインの対内直接投資に係る本クリアランス手続については2025年8月初旬頃、それぞれ本クリアランスの取得が完了する見込みであり、未取得クリアランスの取得により必要となる本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出によっても、法第27条の8第8項に基づく本公開買付けに係る買付期間(以下「本公開買付期間」といいます。)の延長が必要とならない期限である2025年8月26日までに全ての未取得クリアランスの取得が完了することが見込まれたことから、本公開買付けが開始可能な状態になったと判断し、本前提条件のうち未取得クリアランスの取得について、対象者と合意の上で放棄し、本公開買付けを2025年7月29日より開始したい旨、対象者に連絡いたしました。その後、公開買付者は、2025年7月25日(現地時間)付けでアルバニアの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年7月29日(現地時間)付けでイタリア、及びスペインにおける対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025年7月30日(現地時間)付けでベトナムの競争法に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。また、公開買付者は、2025年8月7日(現地時間)付けでアメリカ合衆国の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、2025年8月18日付けで日本の対内直接投資に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。さらに、2025年8月7日(現地時間)付けでウクライナの競争法に係る本クリアランス手続について、2025年8月25日(現地時間)付けでEUの競争法に係る本クリアランス手続について、それぞれ本クリアランスの取得が完了しました。

< 後略 >

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、本公開買付期間(延長した場合を含みます。)の末日の前日までに、EU若しくはウクライナにおける競争法に係る許可等の審査期間(待機期間)が満了せず、本公開買付けによる株式取得(以下「本株式取得」といいます。))が承認されない場合、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、当該公告を本公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 欧州委員会からの通知

公開買付者は、欧州委員会から2025年8月25日付(現地時間)、「欧州理事会規則2004年第139号の第6条第(1)項第(b)号及び欧州経済領域に関する協定の第57条に基づく委員会決定」を2025年8月26日(現地時間)に受領したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、本書に添付いたします。

(4) ウクライナ反独占委員会からの通知

公開買付者は、ウクライナ反独占委員会から2025年8月7日付(現地時間)、「ウクライナ反独占委員会決定」を2025年8月22日(現地時間)に受領したため、府令第13条第1項第9号の規定に基づき、本書に添付いたします。